番号	ご意見の概要	国土交通省の考え方
1	(4. 保険契約の内容に関する事項関係) 特約の内容も、「4. 保険契約の内容に 関する事項」の一部として事前に監督する べきではないか。	保険契約の特約を定める場合については、当該特約を添付することとしています。
2	(6. 保険募集に関する事項関係) 取次店を委託する際の基準(欠格事由等) を業務規程に定める必要はないか。	保険法人は、保険取次店を含めた保険 募集人が公正な保険募集を行う能力の向 上を図るための措置を講ずることとして おります。また、保険募集について、保 険取次店は、保険契約の代理は行わない こととしております。
3	(6. 保険募集に関する事項関係) 保険法人の事務所は保険契約者が申請を 行う際に十分な説明を受けることが可能な 配置となるような仕組みが必要です。	保険募集については、保険募集に関する基準に基づき、重要な事項を告げないこと等の不適切な行為は行ってはならないこととしております。
4	(7. 保険引受に当たっての検査に関する事項(別紙2)第3検査を行うべき時期関係) 検査の時期について、建設業者若しくは宅地建物取引業者から検査の依頼の申し出を受けた後3営業日以内に遅滞なく、保険法人が検査を行う。検査納期が遵守出来ない場合は、写真報告を認めるとする。	って、モラルハザードの防止のために行
5	(7. 保険引受に当たっての検査に関する事項(別紙2)第3検査を行うべき時期関係) 検査において、瑕疵が指摘された場合においては、建設業者若しくは、現強を登けた場合は、保険法人が再検査依頼を受けた場合は、保険法人が再検査依頼を受けた場合は、保険法人が再検査を受けた場合は、の3営業日以内に遅滞納期が遵立ををである。再検査を記めるとする。	のために行うものであり、写真で代替できるものではありません。各保険法人においては、それぞれ必要な現場検査員を確保することとしており、工事に支障がないようにすることとしております。さらに、(財) 住宅保証機構により現場検
6	(7. 保険引受に当たっての検査に関する 事項(別紙2)第8現場検査員が関係する 物件の検査関係) 過去2年間を1年間とする。	
7	(7.保険引受に当たっての検査に関する事項関係) 設計基準、施工基準には地域性を反映すべきではないでしょうか。またそのためには基準の作成に地方公共団体の関与を認めて頂きたい。	険法人が保険制度の安定運営を図るため に、設定するものと考えております。な お、保険法人が基準を作成する際の地方

8	(8. 保険金の支払に関する事項関係) 支払いに関して、免責事項についての記述 が必要です。	4.保険契約の内容に関する事項の(1) ハの「保険者として保険契約に基づく義 務を免れるべき事由」において記載する こととしております。
9	(9.保険料等及び責任準備金の算出方法に関する事項(5)関係) 特に、施工品質が悪く、たびたび保険請求を行っている保険契約者に対しては、罰則的な保険料とする事が出来る。また見直し期間について規定する。当初3年後に見直しを行う事。その後、毎年見直しを行う事。	
10	(9.保険料等及び責任準備金の算出方法に関する事項(7)関係) 施工品質が優れて、保険請求がほとんど無い優良な保険契約者は、特別な割引保険料と出来る。また見直し期間について規定する。当初3年後に見直しを行う事。その後、毎年見直しを行う事。	き、合理的かつ妥当なものとして定める こととしており、割増引についても合理 的な範囲で定められるものと考えており
11	(10.保険等の業務の実施及び管理体制に関する事項(6)関係) 法律が施行され、地域ごとにどの位の人員が必要充分か判らない状況であるので、現場検査員、技術管理員の人員は常に、余裕を持っている必要がある。したがって当初3年間は、毎年人員の増員を行う事、また毎年適切な人数・配置かの検証を行う事、の2点は必要。	宅瑕疵担保責任保険法人の指定の方針 (平成20年国土交通省告示第383 号)」に基づき、事業計画に応じた確保 及び適正な配置を行うこととしておりま す。
12	(10. 保険等の業務の実施及び管理の体制に関する事項関係) 業務区域については最低でも都道府県単位での指定が望まれます。	る事項の(4)において、「全国で業務を